



許可番号 第 02806067868 号

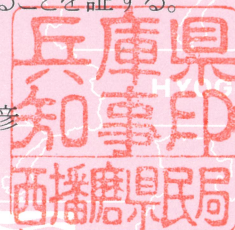
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 石川県金沢市神田一丁目29番24号

氏 名 国勝運送株式会社
代表取締役 立田 秀樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和6年7月17日

許可の有効年月日 令和11年7月16日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 14.鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 15.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 16.ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和6年7月17日 新規許可

4. 積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



兵庫県指令西播(県)(6)第 103-016 号
令和6年7月17日

住 所 石川県金沢市神田一丁目29番24号
申 請 者 国勝運送株式会社
代表取締役 立田 秀樹

令和6年5月28日付けで申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤元彦



業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02806067868 号

事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 14.鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 15.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 16.ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 令和11年7月16日 まで

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。